**介護保険住宅改修における留意点について**

内容

１　受領委任払制度の概要　（P１～２）

２　給付申請等について　　（P３～９）

３　事業所登録について　　（P１０～１１）

４　住宅改修Q＆A　　　　（P１２～２１）

令和６年12月

いわき市

**１　受領委任払制度の概要**

住宅改修費の支給にあたっては、一旦利用者が改修費用全額を負担し、支給申請により介護保険適用分（支給限度基準額20万円）の保険給付割合に応じて9割（保険給付上限18万円）、8割（保険給付上限16万円）、７割（保険給付上限14万円）を支給する償還払を原則としています。

しかしながら、利用者が一旦改修費用全額を負担する必要があるため、初期負担が大きく、また介護保険給付分を支給するまでに相当期間を要するなど、容易に利用できない環境にあったことから、はじめから利用者負担分（１割から３割）の支払いとし、保険給付分（９割から７割）を直接改修事業者に支払う、受領委任払制度を、平成21年４月より実施しています。

受領委任払制度が利用できる改修事業者については、登録制とし、介護保険居宅介護住宅改修費等受領委任払事業者登録名簿へ掲載します。

**【 支給限度基準額 】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 支給限度基準額 | 備　　考　（　例　外　） |  | 段階 | 要介護等状態区分 |
| 原則、同一住宅につき生涯で20万円 | 　**転居した場合**、または、**「介護の必要の程度」が３段階以上上がった場合**（例：第一段階から第四段階等）には、改めて住宅改修費（20万円）の支給を受けることができる。 |  | 第六段階 | 要介護５ |
|  | 第五段階 | 要介護４ |
|  | 第四段階 | 要介護３ |
|  | 第三段階 | 要介護２ |
|  | **第二段階** | **要支援２または要介護１** |
|  | 第一段階 | 要支援１ |

　※　合計20万円を限度とし、複数回に分けて利用することが可能です。

**【 住宅改修費の対象となる項目 】**

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 想定される内容例 |
| ①手すりの取付 | 廊下・便所・浴室・玄関等への設置 |
| ②段差の解消 | 居室・廊下・便所・浴室・玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜の解消 |
| ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 | 居室　：　畳敷から板製床材･ビニル系床材等への変更浴室　：　滑りにくい床材への変更通路面　：　滑りにくい舗装材への変更 |
| ④引き戸等への　扉の取替え | 扉全体の取替え（開き戸の引き戸・ｱｺｰﾃﾞｨｵﾝｶｰﾃﾝへの取替え）扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等引き戸等の新設※扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合に限る。 |
| ⑤洋式便器等への便器の取替え | 和式便器の洋式便器（暖房・洗浄機能付等）への取替え※暖房・洗浄等の機能のみの付加は対象外既存の便器の位置や向きの変更 |
| ⑥その他1. ～⑤に付帯する

　工事 | 1. 手すりの取付けのための壁の下地補強
2. 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事
3. スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
4. 下地補修や根太の補強または通路面の路盤の整備
5. 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
6. 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化を除く）、

床材の変更 |

* 該当するかわからない、不安な場合には、介護保険課へご相談ください。

**【 償還払と受領委任払の違いについて 】**

例）改修費用１０万円（負担割合は１割で自己負担分が1万円）の場合

**○償還払**

①　工事施工

②　改修費用10万円の支払い

③　9割保険給付（9万円）の支給申請

④　9万円の給付

①

④

②

③

改修事業者

利用者（被保険者）

いわき市（保険者）

償還払では、利用者が一旦全額負担するため、低所得者にとっては利用しにくい方法です。

**○受領委任払**

②

①　工事施工

②　工事費用10万円の1割分の１万円の支払い

③　9割保険給付（9万円）の支給申請

④　9万円の給付

①

③

④

利用者（被保険者）

受領委任払

登録事業者

いわき市（保険者）

受領委任払では、利用者にとっては初期費用が利用者負担分のみで済むことから、利用し易くなります。一方、事業者にとっては、入金の時期が遅くなります。

　利用者の利便性を図る観点から、御理解いただきますようお願いします。

**２　給付申請等について**

**（１）申請から給付までのフローチャート（受領委任払）**



1. 改修の相談・提案　・・・主に、利用者・家族・ケアマネジャー等で相談します。
2. 理由書の作成　　　・・・原則ケアマネジャーが作成
3. 工事依頼
4. 見積書作成
5. 事前申請　　　　　・・・改修事業所が手続きします。
6. 申請許可　　　　　・・・工事内容に疑問点などあれば市で現地調査を行います。
7. 工事着工・完了
8. 支払い（費用の１割～３割）　　・・・利用者から改修事業者へ支払いします。
9. 事後申請（申請書提出）　　　　・・・改修事業所が手続きします。
10. 支払い（保険給付９割～７割）　・・・いわき市から改修事業者へ口座振込します。

毎月15日までの受付分（当月に利用者負担分を支払ったものを除く）を、審査後、翌月
５日に口座振込します。

ただし、書類に不備があった場合等、支給が遅れることがあります。

振込の1～２週間前に支給決定通知書を送付しますので、利用者名、金額等を確認してください。

**（２）支給申請書記載例**

**【受領委任払】**



1. **申請者**

保険給付分（９割から７割）を直接受ける受領委任払登録事業所になります。

1. **申請区分**

要介護の場合は『居宅介護住宅改修費』にチェックしてください。

要支援の場合は『介護予防住宅改修費』にチェックしてください。

1. **被保険者**

介護保険被保険者証を確認の上、記入してください。

住所地が改修先となります。住所地以外の改修は認められません。

1. **住宅所有者の氏名、本人との関係**

住宅所有者が本人・同居家族以外の場合、改修に係る承諾書が必要です。

住宅所有者が同居家族の場合、家族が了承していることを確認してください。

1. **改修の内容、箇所及び規模**

一式ではなく具体的（どこに、何を、何本）に記入してください。

1. **事業者の名称**

申請者と同一です。

1. **着工予定年月日**

事前申請時に記入してください。

1. **着工年月日・完成年月日**

事後申請時に記入してください。（記入漏れが多いので注意）

1. **見積額**

改修費用（**全額**）を記入してください。

1. **改修費用**

改修費用（**自己負担分**）を記入してください。（限度額を超える場合は自費分も含む）

利用者負担分は領収書記載日時点における負担割合を適用することとなりますので「介護保険負担割合証」「被保険者証」で負担割合を確認してください。

※給付制限対象者は、負担割合証よりも被保険者証に記載されている内容が優先されるため、注意が必要です。

1. **口座振替依頼欄**

受領委任契約の際に登録した口座を記入してください。

　**【給付額の確定】**

* **事前申請で承認された内容で給付決定ではありません。**

**事後申請の内容を審査したうえで給付を決定いたします。**

* **内容確認のための現地確認や書類不備等で数日から数週間の時間をいただく場合があります。**
* **不明点や不要工事が認められたときは、減額・取消することがあります。**
* **虚偽の申請があった場合には給付不可となる場合があります。**
* **事前申請がされていない工事は保険給付対象外となります。**

**【その他の注意点】**

1. **改修前**

**住宅改修前に必ず担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）と検討を行ってください。**担当の介護支援専門員等が不要と判断した場合や、相談を行わず工事を行った場合には住宅改修費を支給できません。（担当が付いていない場合には関係者や有資格者と十分に検討したうえで対応してください。）

1. **記入時**

申請書類等に訂正がある場合には、修正液や修正テープ、砂消し等を使用せず、二重線等で見消しにし、余白に記入するようにしてください。また、鉛筆やフリクションボールペン等の容易に消せる筆記用具では記入しないでください。

1. **申請時**

申請は余裕を持って行ってください。

申請時には書類の添付漏れや日付等の記載漏れ、押印漏れが無いか確認してください。

1. **給付制限を受けている被保険者の支払い方法**

被保険者証に支払方法変更・保険給付差止・給付額減額等の記載を受けている被保険者については、**受領委任払いを利用することができないため、償還払い**となります。

**～簡易チェックリストについてもご活用ください～**

**（３）添付書類について**

　　　**事前申請**

1. 支給申請書
2. 住宅改修理由書（原則、担当ケアマネジャーが作成）
3. 工事図面　※１
4. 受領委任払見積書（原本）　※２
5. 改修前の写真（日付が記載されているもの。手書き不可）　※３
6. 改修を行う住宅が、利用者または同居家族の所有でない場合、当該改修に係る住宅所有者の承諾書（市営住宅の場合は「市営住宅用途併用等承認通知書」原本）※４

　　　※１　②　工事図面について

・改修箇所が一部の場合（トイレに手すりを取付ける等）は、改修箇所（トイレ）の図

面だけでも構いませんが、改修箇所が家全体に及ぶような場合（居室～トイレ、居室

～玄関の動線に手すりを取付ける等）は、各部屋の位置関係等も把握する必要がある

ことから、家全体の図面（見取り図でも可）を作成することとし、改修箇所に色付け

するなど分かりやすく記載してください。

・改修箇所の寸法が分かるよう記入してください。

・改修イメージ図の添付は任意です。

　　　※２　③　受領委任払見積書について

・受領委任払登録事業者は、原則として指定の見積書での作成をお願いします。

その際、取付け施工費は工事ごとに算出し、取付部品についても摘要などを記載し、

「一式」と記載せず、その部品ごとに数量や単価が分かるようにしてください。

・按分される工事費（段差解消やユニットバス等）がある場合には、元の金額と按分率

が分かるよう記載してください。

・部品等のカタログを添付の際は、両面コピーをするなどペーパーレス化にご協力くだ

　さい。

・見積様式については、市のホームページからダウンロード可能です。

見積書の場所：トップページのキーワード検索で「受領委任払見積書」と入力して検索すると該当

するコンテンツが表示されますので、対象の「介護保険住宅改修費受領委任払制度

について」のページを開くと「受領委任払見積書」（エクセル文書）があります。

※３　④　改修前の写真について

・写真は工事箇所全体や取り付け位置の状態が分かるように撮影してください。

・逆光やピンボケ、印刷不鮮明等により確認できない場合は受付できません。

・改修前と改修後が比較できるように撮影してください。

・**段差解消の場合には、物差し等を用いて、段差が分かるよう撮影してください。**

・写真には撮影日が分かるよう日付を入れるものとし、日付を入れる機能のないカメラ

等を使用している場合は、**黒板やホワイトボード等に日付を書いたものを一緒に写し**

**込んでください**。**日付がないものは原則受付しません。**

・写真のサイズはL判を基本とし、A４サイズのアルバム、または、A４サイズの白紙に貼り付けてご提出ください。

※４　⑤　承諾書について

・住宅所有者が同居家族の場合、承諾書は不要としますが、所有者が了承していることを確認してください。

　　　**事後申請（改修完了後）**

1. 事前申請時に提出し、受付印を押された書類一式　※１
2. 領収書（原本）　※２
3. 改修完了後の写真（日付が記載されているもの。手書き不可）　※３
4. 委任状（保険給付費の受領に関する権限を事業者に委任するため）（原本）　※４
5. その他必要書類

　　　※１　①申請書について

・認定申請中や入院(入所)中に事前申請を行った場合、**認定が下りたこと、実際に退院(退所)したことを確認**し、**認定日や退院(退所)日を申請書の余白等に記載**してください。

　　　※２　② 領収書（原本）について

・事後申請受付時に、領収書はコピーしますので、原本はその場で返却します。

・**領収書のあて名は被保険者（フルネーム）**とし、住宅所有者あての領収書では受付しません。償還払いで家族に保険給付の受取を委任している場合も同様です。

・利用者負担分の領収金額は、**１円未満の端数は切り上げ**です。

　例）利用者負担金額（負担割合分）が**１，２３４．４**円の場合

**⇒**小数点以下の４を切り上げて、**１，２３５**円を領収します。

　　　※3　③ 改修完了後の写真について

・**改修前の写真と比較できるように同じアングルから撮影してください**。

・申請した工事全てを行った（全ての部材を使用した）ことが分かるよう撮影してくだ

さい。

・ステップ台・三角スロープ等は、**固定されていることが分かるよう、固定部の写真についても撮影**してください。

・**段差解消**の場合には、改修前写真と比較できるよう、**物差し等を用いて、段差が解消**

**されたことが分かるように撮影**してください。

・工事中の写真や別アングルの写真を求める場合がありますのでご注意ください。

　　　※４　④ 委任状について（参考様式有）

・被保険者（利用者）が受け取る保険給付費（９割から７割）を、被保険者に代わって

登録事業所が受け取るようになるため、保険給付費を受領する権限を、被保険者が登

録事業所に委任するという内容の委任状を添付してもらいます。

・委任状は、被保険者本人の自筆とし、なんらかの事情により本人が記入できない場合

は、家族等に代筆を依頼してください。

※５ 　⑤その他必要書類について

　・利用料の減免等を受けている場合、有効期限内の「介護保険利用料免除認定証」の写しが必要となります。

給付率が100/100で受領委任払いの場合、本人負担がないため領収書の添付は不要となりますが、償還払いの場合は一旦利用者が負担するため必要です。

また、申請書の余白等に「利用料減免あり」と記載をお願いします。

　**（４）限度額を超えた場合の取扱い**

改修費用が限度額（20万円）を超える費用となった場合でも、保険給付は20万円の9

割の18万円から７割の14万円になります。20万円を超えた分は利用者の自費です。

例１：全費用　　３００，０００円

残額　　　２００，０００円　の場合

領収金額　１２０，０００円 （　２０，０００円　＋　１００，０００円　）

　　　　　　　　　　　　　（保険給付対象分の１割）　　（自費分）

例２：全費用　　２１０，０００円

残額　　　２００，０００円の場合

領収金額　　３０，０００円 （　２０，０００円　＋　　１０，０００円　）

　　　　　　　　　　　　　（保険給付対象分の１割）　　（自費分）

※利用者負担割合は、１割として計算しています。

　**（５）過去に改修履歴がある利用者の取扱い**

・住宅改修の相談があった際には、**必ず過去に改修履歴があるかどうか、ケアマネジャ**

**ーもしくは介護保険課へ確認**をしてください。（未支給の改修は確認できませんので

ご注意ください）

・**転居や介護度による支給額のリセットが見込まれる場合も必ず確認**してください。

・改修履歴があった場合は、前回の金額を差し引いた額が保険給付の対象になり、保険給付対象額を超えた額は利用者の自費です。

例　：全費用　　３００，０００円

　　　残額　　　１８０，０００円　の場合

領収金額　１３８，０００円 （ １８，０００円　＋　１２０，０００円　）

　　　　　　　　　　　　（保険給付対象分の１割）　　　（自費分）

※利用者負担割合は、１割として計算しています。

**３ 事業所登録について**

1. **手続方法**

**〇登録条件**

市が年１回開催する住宅改修研修会への出席

**〇提出書類**

①介護保険居宅介護住宅改修費等受領委任払事業者登録申請書（第２号様式）

②令和６年度納税証明書の原本（未納がある場合には、事業所登録ができません。）

**法人の場合　：　法人市民税もしくは法人税
個人の場合　：　市民税
非課税の場合　：　非課税証明書**

【発行場所】

　　　＊法人市民税、市民税、非課税証明書…本庁市民課、支所、市民サービスセンター

＊法人税…納税地を所轄している国の税務署（いわき税務署等）

**〇提出先・送付先**

〒970-8686　いわき市平字梅本２１番地　介護保険課　介護保険係宛て

**〇その他**

・登録が決定された場合は、『介護保険居宅介護住宅改修費等受領委任払事業者登録決定・却下通知書（第４号様式）』により通知します。なお、登録については、過去の実績などを考慮し、決定・却下を判断します。

・登録事項の変更や事業廃止などがあった場合は、事業者変更届出書（第５号様式）、事業者廃止・休止・再開届出書（第６号様式）により速やかに届け出てください。

　**（２）登録期間について**

**１年間**とします。

毎年研修会を開催するので、その都度登録する形式をとります。
（**年度途中での登録はできません**。）

**（３）登録の取消し**

　　　　登録事業所が、次のいずれかに該当する場合は、登録を取消すものとします。

　　　　①　居宅介護住宅改修費等支給に関して不正があったとき

　　　　②　登録内容に虚偽があったとき

　　　　③　市の改善指導に従わなかったとき

　　　　④　その他市長が必要と認めるとき

　　　　※登録取消しになった際は、償還払で対応してもらうことになります。

1. **受付期間**

・毎年２月頃に研修会で申請書を配布します。

・**受付期限は申請書下部に記載しております**。

・受付期間が過ぎた場合、１年間登録されませんのでご注意ください。

（申請書記載例）

　　　　　

**４　住宅改修Q＆A**

**【項　目】**

A　：　住宅改修全般について

B　：　手すりの取付

C　：　段差の解消

D　：　滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更

E　：　引き戸等への扉の取替え

F　：　洋式便器等への便器の取替え

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **質　　問** | **回　　答** |
| **A【住宅改修全般について】** |
| **A-1** | **家族が大工を営んでおり、改修工事を発注した場合、工賃は給付の対象となるか。** | 自らの住宅改修のために材料を購入し、本人または家族が改修を行う場合については、材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は対象とならない。また、その場合は受領委任払いではなく、償還払いとなる。本人または家族が自ら改修を行わない場合には、対象とすることも可能。 |
| **A-2** | **要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。** | 住民票上の住所地が対象となるので、子の住宅に住民票を移していれば支給可能。住民票を移していない場合は、対象外となる。 |
| **A-３** | **家を新築するにあたり、廊下などに手すりを設置したいが、手すりの部分は住宅改修の対象となるか。** | 対象外。新築は一切対象とならない。 |
| **A-４** | **同住所地で家の建て替えを行った場合、転居によるリセットの対象となるか。** | 同住所地での建て替えは、住所異動を伴わないため転居リセットの対象とならない。 |
| **A-5** | **要介護認定申請をしていて、まだ結果が出ていないが、工事はできるか。** | 事前申請から着工までは可能。事後申請は認定後に行い、認定日を申請書の余白等に記載すること。認定結果が非該当となった場合は給付対象外となるため、トラブルを防ぐためにも、償還払いでの対応が望ましい。なお、更新申請の場合、前の認定期間が残っている期間内であれば問題ない。 |
| **A-６** | **現在入院(入所)中で、退院(退所)にあわせて住宅改修を行いたいが、給付の対象となるか。** | 退院(退所)日が確定していれば、事前申請から着工までは可能。事後申請は退院(退所)後に行い、実際の退院(退所)日を申請書の余白等に記載すること。退院(退所)日が確認できない場合、支給できない。退院(退所)できなかった場合には給付対象とならないため、注意すること。 |
| **A-７** | **施設入所している被保険者が一時的に自宅に戻るときのために、住宅改修を行いたい。対象となるか。** | 生活拠点は施設にあるため、対象とならない。 |
| **A-８** | **住宅改修の際に不要となった畳や便器、扉等の撤去・処分費用は給付対象となるか。** | 工事を行う際に付帯する行為であるため、対象となる。 |
| **A-９** | **改修工事が終了する前に、利用者が死亡してしまった場合はどうなるのか。** | 死亡した時点で工事が完了している部分までの経費が支給対象となる。 |
| **A-10** | **住宅改修が必要な理由書は誰が作成するのか。** | 原則、担当の介護支援専門員もしくは地域包括支援センター職員である。また、いわき市では、福祉住環境コーディネーター２級以上の者（資格者証の写しを提出した者に限る）、理学療法士、作業療法士の資格を有している者も作成することができる。ただし、担当の介護支援専門員もしくは地域包括支援センター職員と連携をとり、適切なアセスメントを行ったうえ、不必要な工事とならないよう留意すること。（依頼理由や連携状況等を確認する場合あり） |
| **A-11** | **住宅所有者からの住宅改修承諾書に定められた様式はあるか。** | 定められた様式はなく、任意の様式である。また、自署であれば押印は不要。原則として原本を提出すること。ただし、別途利用する予定がある場合には、事前申請時に原本を持参し、理由を申し出たうえで市が原本確認後コピーをとり、原本は返還する。 |
| **A-12** | **事前申請後、工事内容が変更になった場合にはどのように対応すればよいか。** | 理由書と相違ない軽微な追加・変更の場合、介護保険課確認のうえ事後申請時に見積書、図面の修正、工事前後の写真を添付する。写真の横に追加・変更となった理由を記載すること。追加工事の場合は、原則、再度事前申請が必要となる。工事の一部が不要となった場合は、事後申請時にその工事費用を差し引いた見積書（事前申請時の見積書を赤字訂正したものでも可。訂正印はなくても可）と差し引いた金額の領収書を添付する。 |
| **A-13** | **市からの給付費はいつごろ支払われるのか。** | 毎月15日頃までに市に提出された事後申請のうち、前月末までに事業者が工事代金を領収したものについて、翌月５日頃に支給となる。例１：１月31日領収、２月15日事後申請提出⇒３月５日頃支払例２：２月１日領収、２月15日事後申請提出⇒４月５日頃支払ただし、書類不備等により、支給が遅れることがある。 |
| **A-14** | **同居の要介護者が複数人いる場合、同時に住宅改修することはできるか。** | 同一工事の費用を分けて請求することはできない。それぞれの要介護者の状況に合わせて、別々の工事の費用をそれぞれ請求することは可能。 |
| **A-15** | **家全体もしくは大部分のリフォームや増改築と同時に手すり設置や段差解消等の住宅改修をした場合、対象となるか。** | 原則として新築同様対象とならない。しかし、工事内容によっては対象となる場合もあるため、介護保険課へ相談すること。 |
| **A-16** | **介護度の上昇による支給限度額リセットの仕組みはどのようになっているのか具体的に知りたい。** | 初回の住宅改修の着工日を基準として、２回目以降の着工日において３段階以上（１ページの要介護等状態区分参照）、介護の必要の程度が上がっている場合に、支給額がリセットされる。（要支援２と要介護１は同じ段階なので注意）具体的な例は次のとおり。1. 要支援１：利用なし→要介護１：20万円利用→要介護３：利用不可→要介護４：20万利用可能
2. 要支援２：20万利用→要介護５：利用なし→要介護３：利用不可→要介護４：20万利用可能
3. 要介護１：10万利用→要介護２：10万利用→要介護4：20万利用可能
4. 要支援１：20万利用→要介護３：再度20万利用→要介護４：利用不可
5. 要介護３：10万利用→要介護１：10万利用→要介護4：利用不可
6. 要介護１：15万利用→要介護４：20万利用可能（リセット前残額5万は利用不可）
 |
| **A-17** | **要介護認定時にはできなかったことが、状態の改善によってできるようになってきた。介護度と改修内容に相違があるが、支給対象となるか。** | その経緯と理由が理由書に記載されていれば対象となる。記載がなく認定調査票などと矛盾がある場合には確認する場合がある。介護度と現状に開きがある場合は変更申請を行うこと。 |
| **A-18** | **諸経費はどのような経費を計上すればいいのか。** | 諸経費は原則として工事費の10％程度までとし、計上可能な費用は、現場管理費、通信費、設計費、事務処理費などの工賃に含まれない経費が対象。（総工事費50,000円以下の場合には5,000円まで計上可能とする）ただし、住宅改修申請のための費用（代行費用や申請書類作成のための費用（写真代やコピー代）は、被保険者本人が負担するものであるため対象外になる。また、施工業者謝礼や仲介手数料等の工事に関係しない費用や、法定福利費等の事業者が負担するべき費用も同様に対象外。諸経費が高額となっている場合は、その内訳について確認できる資料の提出を依頼する場合があるため、不明瞭な計上はしないこと。 |
| **A-19** | **令和４年４月1日から石綿（アスベスト）の有無の事前調査結果の報告が施工業者の義務となっているが、石綿の事前調査工事の費用は給付対象となるか。** | 介護保険の給付対象とはならないため、利用者の自己負担となる。 |
| **A-20** | **有資格者が施工した場合割増工賃としてよいか。** | 工賃は国土交通省が発表している労務単価のうち大工を参考とし、令和６年度は１人工あたり4２,６００円（１時間あたり5,３３３円程度）を上限とする。これは大工としての技術料を含んでいることからこれ以上の割増工賃は認められない。 |
| **A-21** | **手すり設置部分にカーテンがかかっていて壁が見えないがそのまま写真を撮ってしまった。この写真でも問題ないか。** | 設置箇所が見えない写真では却下となる。必ず撮り直すこと。撮り直せない場合、給付不可。 |
| **A-22** | **支給申請に時効はあるか。** | 領収日の翌日から２年が時効となる。 |
| **A-23** | **公営住宅の共用部分の改修を行いたいが対象となるか。** | 居室外の改修は原則として管理する部局へ相談すること。もし、管理する部局で対応できない場合には介護保険課へ相談。 |
| **A-24** | **見積書、委任状に押印は必要か。** | 令和３年度から、どちらも押印は不要。 |
| **A-25** | **賃貸アパートや購入したマンションの廊下や階段、エントランスなどの共用部分における住宅改修は対象となるか。** | 原則、居室内のみが対象となる。共用部分は大家や管理者が対応すること。ただし、被保険者の生活実態や身体状況により必要とされる特別の事情がある場合には対象とすることもできる。その場合、賃貸では大家の承諾書を、分譲住宅では管理規定に基づく供用者の承諾書が必要となる。 |
| **A-26** | **設計・施工を下請へ出すことは問題ないか。** | 厚労省通知により、「自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の工事を請け負い、住宅改修の事業者へ一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収することは認められない」とされていることから、設計から施工まで丸投げして、仲介料・紹介料をマージンとして受け取るような工事は認められない。名義貸しについても同様に認められない。 |
| **A-27** | **消費税は給付対象か。**  | 改修費用と消費税の合計額が支給限度額の範囲内であれば、給付対象となる。 |
| **A-28** | **玄関以外の場所(勝手口、縁側、掃き出し窓等)への工事は対象となるか。** | 外出、ごみ捨て、洗濯干し等の日常生活上の理由で出入りしている場合は対象となる。理由書に日常生活の動線として当該場所を利用している旨を記入すること。庭の手入れ等、趣味のために出入りする場合は対象外。 |
| **A-29** | **インボイス制度の導入により、領収書に登録番号や税率ごとに区分した消費税額または適用税率の記載は必要か。** | 消費税の課税事業者か非課税事業者であるかは、介護保険住宅改修申請の添付書類として審査する部分ではないため、不要。 |
| **B【手すりの取付】** |
| **B-１** | **手すりを玄関の上がり口に取付ける際、下駄箱に取付けるのは対象となるか。** | 対象とならない。下駄箱やたんす、襖など動かすことが出来るようなものは住宅の一部とはみなさない。なお、住宅と一体となっている下駄箱等は対象となる。 |
| **B-２** | **既存の手すりを取り外し、新たな手すりを付けた場合は対象となるか。** | 老朽化や破損による交換の場合は対象とならない。ただし、被保険者の身体状況に合わせるために高さや長さ、素材等を変更する場合は対象となる。その理由を理由書に記載すること。取り付け位置のみの変更も対象となる。また、事前申請時の写真は、既存の手すりが設置されている状態で撮影すること。 |
| **B-３** | **トイレの手すりとして、ペーパーホルダー（紙巻き器）と一体となったものは対象となるか。** | 手すり部分のみ対象となる。手すり部分とペーパーホルダー部分で費用を按分すること。 |
| **B-４** | **手すりの取り付けに際して、取り付け箇所の壁が弱いため、壁全体を改修した上で手すりの設置をしたいが、壁の改修は付帯工事として認められるか。** | 手すり設置に必要な範囲内の下地補強（手すりもしくは下地の太さ×長さ程度）は付帯工事として認めるが、壁の改修は自費で行うこと。壁紙代も同様。 |
| **B-５** | **着脱式、跳ね上げ式の手すりは対象となるか。** | 着脱式手すり（固定されたブラケットに手すりを乗せるもの）は手すり自体が固定されていないため原則対象外となる。ただし、本人にとって代替手段がない場合には、介護保険課へ相談すること。（家族が通るため等の家族都合は不可）跳ね上げ式手すりは対象となるが、跳ね上げ式とする理由を理由書に記載し、工事後の写真では跳ね上げされている写真を追加添付すること。 |
| **B-６** | **浴室内シャワーフック兼用手すりは対象となるか。** | シャワーフック部分と手すり部分の金額が明確に分割できる場合にのみ、手すり部分のみが対象となる。スライド式シャワーフックを手すりとして代用するものは対象外。 |
| **B-７** | **自宅玄関の下駄箱に手すりを設置したい。下駄箱は据え付けのものではないが内側から壁に釘等で固定されている。住宅改修の対象となるか。** | 住宅と一体となっている下駄箱であり、十分な強度があるものであれば対象とすることができるが、後付で住宅に固定され住宅と一体となっている下駄箱の場合は、十分な強度が確保されているか確認するため、固定状況について写真や図面を用意し、利用者が体重を乗せたり引っ張ったりした場合に動くことが無いと証明できる場合に対象とすることができる。 |
| **B-８** | **公道に面した壁に手すりを設置したいが可能か。** | 敷地内に設置し、道路交通法等の法律に抵触しないのであれば可能。公道への設置は不可。十分に道路管理者に確認する必要がある。 |
| **B-９** | **木製の手すりが湿気で腐って折れてしまった。再度手すりを付ける工事は対象か。** | 老朽化を原因とする破損による工事は対象外。不注意や故意による破損も対象外。 |
| **B-10** | **園芸が趣味のため花壇周辺の段差解消と手すりの設置をしたいが、対象となるか。** | 趣味のための改修は対象とならない。住宅改修は日常生活動作（排泄、入浴、外出等）を助けるためのものであるため、趣味や仕事、いきがいのための改修は対象とならない。 |
| **B-11** | **２階へつながる階段に手すりを設置したいが、対象となるか。** | ２階に寝室や洗濯干し場があるなど、要介護者本人が日常生活上階段を使用する必要がある場合、対象となる。理由書に被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、該当箇所に手すりが必要な理由を記載すること。また、図面は1階、2階両方について作成し、2階の目的地(寝室等と表記)を記入すること。 |
| **B-12** | **１階と２階の両方にトイレがあり、両方に手すりを設置したいが、対象となるか。** | 生活実態や身体状況により、要介護者本人が日常生活上両方のトイレを使用する必要がある場合、対象となる。被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線等を総合的に勘案し、両方のトイレに手すりが必要な理由を理由書に記載すること。 |
| **B-13** | **浴室をユニットバスへの変更の際、住宅リフォーム事業と併せて利用する場合、ユニットバスは住宅リフォームを利用し、ユニットバスのオプションの手すりは住宅改修を利用したいが可能か。** | ユニットバス納品時に設置してある手すりはユニットバスと一体のものと考えられることから、住宅リフォーム事業のユニットバス代とするのが適切であると思われるため、住宅改修の対象外である。なお、住宅リフォーム事業によるユニットバス施工後、追加で手すりが必要となった場合には住宅改修の対象となる。 |
| **C【段差の解消】** |
| **C-１** | **既存のスロープが木製で、老朽化による腐食で危険なため、コンクリート製の新しいものに改修する工事は対象となるか。** | 老朽化・経年劣化によるものは一切対象にならない。 |
| **C-２** | **庭が砂利等で段差があり、歩行が困難なため、庭全体をコンクリートにするのは対象か。** | 庭全体は対象とならない。被保険者が通る部分だけが対象となる。車椅子利用の場合に多少ゆとりをとるのは構わないが、車椅子の通れる最小限の幅のみ（概ね100㎝以内）が対象となる。 |
| **C-３** | **レンタルで昇降機を利用する際、取付部に段差があるので、昇降機を取付けるために段差を解消するのは対象となるか。** | 対象とならない。昇降機等の福祉用具を設置するための改修は認められない。 |
| **C-４** | **転倒防止のための柵という目的で、手すりを設置するのは対象となるか。** | 柵、という目的で設置するのは対象外である。なお、段差解消工事（スロープ）に伴う転落防止柵設置は付帯工事として認められるが、柵単独での設置は保険給付対象外である。 |
| **C-５** | **段差解消のため、踏み台やスロープを設置する際に、使用しないときは片付けられるよう可動式のものは対象になるか。** | 住宅に固定されていないため対象とならない。可動式スロープは福祉用具貸与の対象。 |
| **C-６** | **車いす使用者の場合、階段に代わるスロープの傾斜はどの程度が適切か。** | 自走の場合1/15以下、介助されている場合1/12以下が適切と考える。必ず利用可能かどうか確認したうえで傾斜を決める必要がある。なお、法令上（建築基準法施行令第26条）、自立歩行している場合でも1/8以上の傾斜がある場合には認められない。 |
| **C-７** | **木製のスロープを屋外に設置したいが問題はないか。** | 腐食や劣化、滑りやすさの面から事故の可能性が高いため、原則として認められない。なお、木製でなければならない理由がある場合には、介護保険課へ相談すること。 |
| **C-８** | **スロープの幅は何ｃｍまで認められるか。** | 概ね100ｃｍ以内（脱輪や転落防止のための柵や立ち上がりを除く）。100ｃｍを超えた部分については対象外であるため、請求額を切り分けるか、全体の金額より按分し算出すること。理由があり100ｃｍを超える幅が必要な場合には介護保険課へ相談すること。なお、転落の危険性があるという理由は、幅を広げても転落の危険性は解消されないことから、理由とならない。また、床のかさ上げや、上り框等に設置する踏み台の幅についても同様。 |
| **C-９** | **浴室の段差を解消するためにユニットバスへと改修した場合、給付の対象となるか。** | その目的を果たす部分のみの価格を算出できる場合に限り対象となる。例えば、脱衣所と浴室の段差解消の場合、壁六面の面積を、浴槽を除く床面の面積で按分する方法や、メーカーが作成した按分表による費用按分などが考えられる。 |
| **C-10** | **ユニットバスからユニットバスへの改修は可能か。** | 状況により不可能ではないが、内容を確認する必要があるため事前に相談を行うこと。なお、老朽化による改修は対象外である。 |
| **C-11** | **浴室内に「すのこ」（浴室内において浴室の床の段差解消を図るもの）を設置したいが、特注品で大工が設計した「すのこ」は住宅改修の対象となるか。** | 浴室内に設置する「すのこ」は住宅改修の対象とならない。なお、特定の製品であれば、特定福祉用具購入（入浴補助用具）の支給対象となる。また、C-3同様、福祉用具としてすのこを設置するための工事は対象外。 |
| **C-12** | **浴室の床面をかさ上げし、すのこを設置する工事は対象となるか。** | 浴室すのこは福祉用具購入の対象となっており、オーダーすのこは固定の必要が無いよう浴室ピッタリに作成可能であることから、すのこの固定による工事の必要性がないため原則対象外となる。また、すのこ設置のためのかさ上げは「福祉用具設置のための改修」となるため対象外。福祉用具のすのこは高さ調整機能もある商品が多く、かさ上げの必要もない。 |
| **C-13** | **既存のウッドデッキを増設する工事は対象となるか。** | ウッドデッキの増設は住宅改修の対象項目にあたらないため、支給対象外。 |
| **C-14** | **階段と階段の段差を小さくする工事は対象となるか。** | 支給対象となる。 |
| **D【滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更】** |
| **D-１** | **滑りの防止を図るため、階段にノンスリップを付ける場合は給付の対象となるか。** | 床材の変更として支給対象となる。 |
| **D-２** | **階段に転倒防止のためのゴム製の滑り止めを貼り付けた場合、給付対象となるか。** | 床材の変更として対象となる。 |
| **D-３** | **介護用ベッドを置くために床を畳からフローリングにする補強がしたいが対象となるか。** | 対象外。床の補強は対象項目ではない。また、転倒防止のためベッドが設置された寝室等を改修する場合、ベッドの設置部分は歩行しない為対象外となる（家具も同様） |
| **D-４** | **畳からフローリングへの床材変更に併せて断熱材を入れたいが対象となるか。** | 原則対象外。ただし、床材変更のために不可欠である理由がある場合には対象となる。 |
| **D-５** | **自宅から公道まで他人の土地を通って行くが砂利になっていて歩きづらいため、舗装をしたいが対象となるか。** | 住宅敷地外は対象外。 |
| **E【引き戸等への扉の取替え】** |
| **E-１** | **浴室の扉にガラスがはめこんであり、転倒時に危険なため、ガラスをアクリル板に変更する場合は支給の対象となるか。** | 扉全体ではなく、ガラス部分のみの交換は対象外となる。ガラスでは重く、扉の開閉が困難なので、アクリル板の素材のものに変更し、開閉しやすくするという理由であれば給付対象となる。 |
| **E-２** | **開き戸の扉の向き（開く方向）を内開きから外開きに変更する工事は対象となるか。** | 対象となる。なお、既存の扉を新たな扉へ取替える場合は、扉の費用は対象外（自費）。 |
| **E-３** | **車いす利用のため扉の撤去、及び、周りの壁を撤去し通路を広げたいが対象となるか。** | 扉の撤去のみ対象となる。壁の撤去は対象とならない。 |
| **E-４** | **廊下から奥まったところにあるトイレのドアを開き戸から引き戸へ変更したいがスペースが無いため変更できない。****扉の位置を廊下側へ動かすことで引き戸へとすることができるが対象となるか。** | アコーディオンカーテンや折り戸などの比較的低費用で解消する方法を考慮したうえで引き戸が適切である場合には、対象とする。その検討内容については理由書へ記載する。なお、扉の位置変更に伴うトイレ内の壁紙や床材の変更等の改装は原則として対象外。 |
| **E-５** | **水道の蛇口の交換は対象になるか。** | 扉に該当しないため、対象外。 |
| **E-６** | **寝室からトイレまでの最短ルートにある壁を抜いて、扉をつけたいが対象となるか。** | 既存の扉がないため、対象外。 |
| **E-7** | **既存の引き戸が古くて重く開閉が容易でないため、既存の引き戸からもっと軽い引き戸に替える場合は対象となるか。** | 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由であれば、対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったため新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とならない。 |
| **F【洋式便器等への便器の取替え】** |
| **F-１** | **トイレ全体の改修を行う場合、どこまでが対象になるか。** | 基本的には、便器全体とタンク、床、手すり、扉、壁（床の改修に伴う最低限）が対象。水洗から水洗への改修の場合は給排水管工事も含む。（非水洗から水洗は対象外）天井や電気工事、リモコン、紙巻機、換気扇、壁（断熱材を含む）全体の工事等は対象外。 |
| **F-２** | **既存の洋式便器に、ウォシュレットや自動洗浄機能のみを取付けるのは対象となるか。** | 対象外。付加機能を目的とした改修は一切対象とならない。 |
| **F-３** | **スワレットは住宅改修と福祉用具購入のどちらの取り扱いとなるか。** | 便座の底上げ部材であるため腰掛便座としての取り扱いとなり、福祉用具購入の対象となる。なお、取り付け費用や水回りの工事費、部材に取り付ける便座は自費となる。 |
| **F-４** | **現在のトイレが狭いので、壁を壊して拡張する工事は対象となるか。** | 対象外。介護保険の住宅改修の項目に部屋の拡張を目的とするものは含まれていない。 |
| **F-５** | **既存の和式便器に腰掛便座をかぶせたものから洋式便器への改修は対象となるか。** | 対象となるが、理由書に腰掛便座では対応できない理由、改修することによって改善する理由を記載すること。座面の高さが変わらないなど、現状と環境が変わらない場合には対象とならない。また、不必要に多機能で高価な便器を設置するのは、本人の費用負担を抑えること、また適正な介護給付の観点から慎むこと。 |
| **F-６** | **既存の洋式便器から新しい洋式便器への交換は対象となるか。** | 老朽化（老朽化に起因する破損）による交換は一切対象にならない。ただし、被保険者の身体状況に合わせるための交換であれば対象となる。その場合には、具体的な数値を用いるなど、現状ではなぜ身体状況に合わないのか、改修後にはどのように改善するのか、比較的本人の費用負担が抑えられる補高便座等の他の手段では対応できないのか等について理由書に記載すること。（F-7参考） |
| **F-７** | **リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。**1. **洋式便器をかさ上げする工事**
2. **便座の高さが高い洋式便器に取り換える場合**
3. **補高便座を用いて座高の高さを高くする場合**
 | ①は支給対象。②は座面を当該高齢者に適した高さにするという理由であれば支給対象となるが、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り換えるという理由では対象外。理由書に現在の座面の高さと適切な座面の高さ、改修後の座面の高さについて具体的な数値を用いて記載すること。③は、住宅改修の対象外。福祉用具購入の対象となる。 |
| **F-８** | **現在屋外にトイレがあるが、屋内にトイレを設置したい。住宅改修の対象となるか。** | トイレの移設については対象となる。対象費用はF-1参照。また、既存のトイレは撤去する必要があり、撤去費用は住宅改修の給付対象。ただし、トイレを新設した際、増築（住宅の床面積が広がること）の場合は対象外。 |
| **F-９** | **それぞれ個室となっている男性用小便器と和式便器があるが、一つにまとめたい。どちらも撤去し、壁も撤去し一つの部屋にして洋式便器を設置する工事は対象となるか。** | 原則として、和式便器撤去費用と洋式便器代と設置に伴う工事費（F-1参考）のみ対象となる。男性用小便器や壁の撤去費用など、和式便器設置トイレ部分以外の費用は対象外。なお、和式便器設置トイレ部分のみでは洋式便器の設置に支障がある場合には介護保険課へ相談すること。 |

* 不明な点、不安な点がある場合には必ず介護保険課へご連絡ください。